

特集 公害紛争処理における裁定制度の活用

昨年5月、元号が平成から令和に改められ、昭和に設けられた公害紛争処理制度は、昭和・平成・令和と3つ目の時代を迎えました。令和元年度に公害等調整委員会（以下、この特集において「公調委」という。）に係属した事件は52件で、うち約9割が裁定事件となっており、裁定は公害紛争処理制度の中で重要な役割を占めています。

高度経済成長期における著しい重化学工業化により大規模な公害が発生し、社会問題となる中、その簡易迅速な解決を図るため、昭和45年に調停、和解の仲介及び仲裁（以下「調停等」という。）の公害紛争処理制度が確立されました。しかし、公害紛争をより適切に処理するために、調停等という両当事者の合意に基礎を置く手続のみならず、証拠資料によって事実関係を確定し、法律を適用して、当事者間の権利関係を独自に判断する裁定制度をも加えるべきとの意見がありました。このような背景から、昭和47年、調停等に加え、民事訴訟に類似した裁定手続が導入されるに至りました。公害紛争を処理する機関としては、公調委のほか、都道府県公害審査会等がありますが、裁定は、公調委のみに設けられた機能です。

こうした裁定制度は、平成10年代頃から、新規の受付件数が増加し始め、平成21年度以降、毎年度おおむね20件前後で推移しています。これは、公調委が地方公共団体へ制度を積極的に周知することなどにより、地方公共団体等から当事者に対して、裁定制度の意義や内容について情報提供等がなされ、その結果が同制度の幅広い利用につながっていることによると考えられます。

公調委は、裁定制度を含む公害紛争処理制度の適切な利用について、地方公共団体のみならず、国民、法曹関係者への周知・広報活動を進めており、令和においても引き続き、裁定制度は、公害紛争処理制度の中で重要な役割を果たしていくと考えられます。

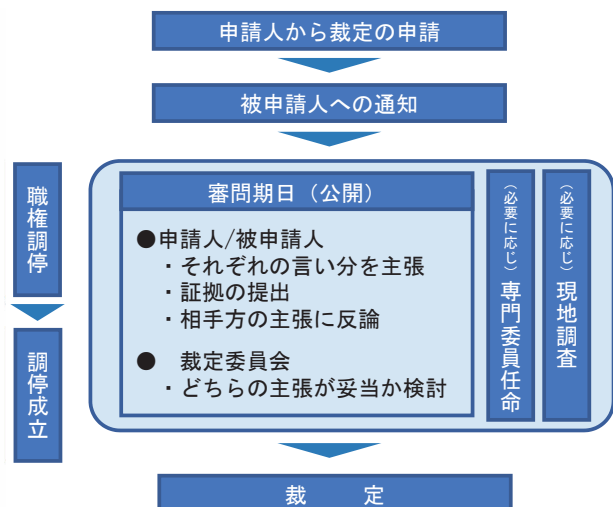
I 裁定制度とは

公調委が行う裁定には、

- ① 損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う「責任裁定」
- ② 加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う「原因裁定」

の2種類があります。

裁定手続は、公害紛争の当事者からの申請により始まります。



※あくまでも例であり、事件に応じて手続の流れは流動的に変化する。

【裁定事件の流れ】

申請受付後、事件を担当する3名又は5名の委員（裁定委員）から構成される裁定委員会が、裁判所のように中立的な立場で手続を行います。裁定委員会が、公開の期日を開いて、当事者に主張・立証させることなどにより事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。

こうした裁定手続については、次のような特長があります。



【審問期日の様子（イメージ）】

① 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

公害紛争には、因果関係等の解明が困難なものがあります。裁定委員会は、必要に応じて学識経験者等を専門委員に選任し、その知見を活かしたり、また、国費により職権で現地調査等を機動的に実施したりすることで、因果関係等を解明していきます。これらは、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長と言えます。

② 迅速な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定手続について標準処理期間を設け、集中証拠調べの実施等により、事件の計画的な処理に努めています。

③ 職権調停—合意による解決

先述のとおり、裁定は、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもので、事案によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。このような場合、裁定委員会の判断により職権で調停に移行し、調停案の調整・提示等を通じて合意形成が図られます。

II 近年の裁定事件

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型公害の公害紛争が多く見られましたが、近年は、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増えてきました。こうした傾向は、公調委に係属する裁定事件でも同様に見られ、身近な生活環境において、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染など様々な公害紛争に係属しています。以下近年の事件を紹介します。

◆江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成26年（ゲ）第4号）

平成26年11月、東京都江東区の住民（申請人）15人から、運送会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。申請内容は、被申請人らがトラックターミナル等建設のために実施した掘削工事により、何らかの化学物質が発生・飛散したため、隣接するマンションに

居住する申請人らに目、喉、皮膚等に健康被害が生じたというものでした。

両当事者の主張を確認するには、複数の地点の土壌中に含まれる化学物質の特定や、土壌中のガスの濃度の測定など、高度な専門性を要する調査が必要であるところ、専門調査会社に委託して、調査を行いました。その際、悪臭対策又は土壌汚染対策について知見を有する専門委員をそれぞれ選任し、専門委員から調査項目や手法等について助言を得ることにより、効率的かつ効果的な調査を実施しました。その結果、被申請人が土地を掘削した際に発生・拡散した悪臭により、申請人ら精神的苦痛が引き起こされていることが判明し、平成29年3月、裁定委員会は本件申請を一部認容するとの判断を示しました。

◆文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件（平成22年（セ）第5号）

平成22年7月、東京都文京区の住民2人（申請人）から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請人は、被申請人が、申請人ら宅付近でマンション解体工事を実施したため、その際の振動等により申請人ら宅の損傷等の被害が生じたとして、被申請人に対して損害賠償金261万6566円の支払を求めました。

本件では、工事に伴う振動と本件建物の損傷との因果関係の有無が争点となり、第三者である家屋調査会社が作成した報告書に、本件振動により建物の損傷が発生した旨の記載があったため、その判断内容の信用性が争われました。ここで重要な役割を担ったのが、専門委員の技術的な知見です。裁定委員会は、振動等に関する知見を有する専門委員を選任し、その立会いの下で現地調査を実施しました。その結果、報告書の内容を否定する根拠はなく本件振動と建物の損傷との間に因果関係があるとの結論が得られました。平成23年12月、裁定委員会は本件申請を一部認容し、被申請人が損害賠償金54万8498円の支払責任を有するとの判断を示しました。

江東区の事件や文京区の事件では、公害紛争処理制度の特長である専門委員の意見や現地調査等の結果が活かされ、それを踏まえ、公調委が適切に判断を行うことができた事件と評価することができます。

一方、事件によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。



【測定の様子（イメージ）】

◆行方（なめがた）市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件（平成26年（セ）第13号/平成28年（調）第1号）

平成26年11月、茨城県行方市の住民1人（申請人）から、自動車部品製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請

人は、被申請人所有の工場からの排液が地下水に浸透したことで、井戸水が飲用できず、さらに健康被害が生じたこと等を主張し損害賠償金1000万円の支払を求めました。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、両当事者立会いの下工場の排水設備や井戸の状況等を正確に把握するよう、事務局による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、両当事者の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会は職権によって調停に移行しました。平成28年1月に開催された期日で、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

◆京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 (平成24年(ゲ)第6号事件/平成25年(調)第3号事件)

平成24年6月、京都府京都市の住民2人(申請人)から、体育施設運営法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。申請人1人の不眠・不安・抑うつ気分・耳鳴り等のストレス反応(適応障害)は、被申請人が運営している体育施設(プール施設を含む。)の機械・音楽騒音、コーチ・会員が発生させる騒音(大声、物の衝撃音、その他轟音(ごうおん))によるものである、との原因裁定を求めるものです。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、申請人宅や体育施設の状況等を正確に把握するよう、裁定委員による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、当事者間の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会が職権により調停に移行しました。平成25年6月に開催された期日において、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

行方市の事件や京都市の事件では、現地調査を実施し、両当事者の主張内容の確認等を行った結果、裁定委員会は、当事者の互譲による解決が望ましいとの判断に達し、職権により調停に移行しました。当委員会が提示した調停案を両当事者とも受諾したことから、両事件とも解決に至りました。調停という柔軟な解決が図られるとともに、両事件とも、1年程度で事件を終結することができ、簡易迅速を目的とする公害紛争処理制度の特長が最大限に活かされた事件であったと評価できます。

以上、紹介した4つの事件のように、身近な生活環境における公害紛争は、近年、公調委に係属する事件で多く見られるものです。公調委は、専門委員の知見や機動的な現地調査等の活用により、裁定手続の中でその判断を適切に行ってきました。また、当事者の互譲を目指す調停に移行することにより円満な解決を図ったこともあります。このような裁定手続は、公害紛争を適切に解決する手段として極めて有効な手法といえ、今後も引き続き、重要な役割を果たしていくことになると考えられます。